

新旧対照表

新

6 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の大人の1人1回の利用料（以下この項において「高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料」という。）及び野市総合公園ののいち動物公園の大人の1人1回の利用料（以下この項において「のいち動物公園の利用料」という。）とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

区分	条件	減免する額
高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料	(1)・(2) 略	略
	知事が特に必要があると認める場合	知事が定める額

旧

6 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の大人の1人1回の利用料（以下この項において「高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料」という。）及び野市総合公園ののいち動物公園の大人の1人1回の利用料（以下この項において「のいち動物公園の利用料」という。）とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

区分	条件	減免する額
高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料	(1)・(2) 略	略
	高知県教育委員会が特に必要があると認める場合	高知県教育委員会が定める額